

災害時におけるEV利用に関する協定書

三 沢 市
株式会社 小坂工務店

災害時におけるEV利用に関する協定

三沢市（以下「甲」という。）と株式会社小坂工務店（以下「乙」という。）は、災害時において乙が保管するEV（電気自動車、以下「EV」という。）を甲が利用することに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三沢市内において災害等が発生した場合（以下「災害時」という。）におけるEVの利用に関し、乙の甲に対する災害時協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は、災害時に長時間の停電が伴う場合等において甲からEVの派遣要請があったときは、その指示に基づき派遣先にEVを派遣し、EVのバッテリーからの電力を利用した災害時協力を行うものとする。

- 乙は、第1項の協力の的確に対応するため、EVを利用可能な体制に保持するものとする。
- 本協定に基づくEVの利用に支障が生じたときは、その対策について甲乙協議するものとする。

（派遣要請手続）

第3条 甲は、前条の派遣要請を行うときは、EVの利用体制を確認のうえ文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話又はその他の方法で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第4条 乙は、前条により要請手続のあったEVの利用について、甲に対し費用を求めないものとする。

（緊急連絡先の確認等）

第5条 甲及び乙は、緊急連絡先について互いに確認するものとする。緊急連絡先に変更があった場合は、直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。

- 前項の期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも協定改定の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年2月14日

甲 三沢市桜町1丁目1番38号

三沢市長

小檜山吉紀

乙 三沢市南町4丁目31番地3469号

株式会社小坂工務店

代表取締役

小坂 仁志

年 月 日

EV派遣要請書

株式会社小坂工務店 殿

三沢市長

災害により三沢市内における電力供給が停止しておりますので、「災害時におけるEV利用に関する協定」に基づき、貴社が保管するEVについて下記のとおり派遣要請いたします。

記

・派遣場所1：

・期 間： 年 月 日 時より 時までの間

・派遣場所2：

・期 間： 年 月 日 時より 時までの間

担当者：三沢市

所属：

職：

氏名：